第30回

読谷村農業委員会会議録

第30回　読谷村農業委員会総会　議事録

開催年月日	令和８年２月25日（水）
開催時刻	14時00分　開会 15時00分　閉会
開催場所	読谷村役場　３階大会議室
農業委員の出欠状況	出席者８名　　欠席者２名

議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
１番	幸喜　敦子	出	６番	棚原　靖	出
２番	知花　竜	出	７番	與久田　一徳	出
３番	伊波　正景	出	８番	山内　一真	出
４番	比嘉　健二	欠	９番	真栄田　武	出
５番	儀間　景子	欠	10番	比嘉　幸男	出

農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者７名　　欠席者１名	
氏名	摘要	氏名	摘要
津波　宏	出	新垣　勝二	出
仲村渠　英正	出	比嘉　豊彦	出
知花　徳栄	出	池原　昌邦	出
比嘉　光雄	出	屋宜　清	欠

事務局職員	局長　屋良　朝敬　　係長　寺西　正吾

議事日程

日程１　会長諸般の報告
日程２　会議録署名委員の指名について
日程３　会期の決定について
日程４　報告第２号　農地転用許可指令の接受について
日程５　議案第６号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程６　議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程７　議案第８号　非農地証明願いについて
日程８　議案第９号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長　これより第30回読谷村農業委員会総会を始めます。

―　日程１　会長諸般の報告　―

―　日程２　会議録署名委員の指名　―

―　日程３　会期の決定について　―

議長

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、会期は本日１日限りで決定しました。

次に、日程４の報告第２号　農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局　議案書２ページをお開きください。

報告第２号農地転用許可指令の接受について。

議長　これは報告ですので、特に質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長　それでは次に、日程５の議案第６号農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案第６号農地法第３条の規定による許可申請について。

議長　では、これより農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（６番）　６番棚原です。写真は１ページの真ん中です。申請人は、新たに賃借権を設定し、オリーブなどの栽培を計画しており、許可基準適合表もクリアしていますので問題ありません。許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　では、質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当でしました。
次の審議に入ります。受付番号２番と３番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まずは、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（２番）　２番知花です。写真の２ページをお願いします。受付番号２番、３番、申請人は令和５年４月から令和８年３月の期間、読谷村の農業担い手研修事業で研修中であります。研修終了後、新たに所有権を取得し、いちごの栽培を計画しており、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した知花竜委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問がありましたら、お願いします。

委員（６番）　これはいちご栽培とあるけど、ハウス建てる予定とかもある。

事務局　自前で建てるというふうに聞いています。

議長　なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番と３番は関連しておりますので、一括して採決を行います。受付番号２番と３番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番と３番は許可相当で決定しました。

次に、受付番号４番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（２番）　２番知花です。航空写真の３ページをお願いします。受付番号４番のほうです。申請人は恩納村でも牧草を栽培していて、申請地で牧草を計画しております。許可基準適合表もクリアしているので、許可相当だと思います。

議長　現地を確認した知花竜委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。

受付番号４番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番は許可相当で決定しました。

次に、受付番号５番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（９番）　９番真栄田です。申請人はこの受付番号５番の土地だけのために宜野湾から通うのではなくて、生産法人の中でも今、農業体験をやっていて、自由に作物をつくりたいということで申請が出ておりまして、今体験をやっている農業大の方が今手助けやっていますので、何ら問題はないので許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号５番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号５番は許可相当で決定しました。
次に、日程６の議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書25ページをお開ください。
議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請について。

議長　では、これより農地法第５条の規定による許可申請についての審議を行います。
まず受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（６番）　申請地は住宅地に隣接しており、建築条件付売買を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御意見がありましたらお願いします。質疑がなければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（６番）　棚原です。写真も先ほどと同じ５番の隣なのですが、こちらは申請地は住宅地に隣接しており、建売住宅を計画していることから、基準表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、採決に入ります。
受付番号２番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

事務局　これは事務局で説明します。航空写真の６ページをお願いします。申請地は用途地域内にあり、一般住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしておりますので、問題ないかと思っています。

議長　現地を確認した事務局のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。御質問がないようですので、進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では質疑を終結して採決を行います。
受付番号３番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で進達することに決定しました。
次に、日程７の議案第８号　非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書26ページをお開きください。
議案第８号　非農地証明願いについて。

議長　ただいま非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。
受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（９番）　９番真栄田です。写真の７ページを御覧ください。上空から見ると道から離れていて、右下の写真からは現地を見ることができません。下がっているというところにありまして、木も生い茂っておりますので証明相当かと。以上です。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は証明相当と決定しました。
次に受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（９番）　９番真栄田です。受付番号２番の土地は、平成29年に３条で取得されており、営農計画では周囲は果樹を植えて、中のほうにミツバチの巣箱、現状を確認したところ巣箱が置かれておりますが、木がまだある状態で営農をしており、非農地としては認められないということでお願いします。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、証明不可の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声がありますので採決を行います。
現地を確認した真栄田委員のほうからは、この意見のとおり非農地に該当しないということで、証明不可で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は証明不可と決定しました。
次に受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

事務局　事務局でします。航空写真の９ページをお願いします。申請地は平成５年、写真のプレハブの横に住宅があります。その頃から家庭菜園として周囲は囲われて、住宅地の一部になっておりますので、これは家庭菜園ということで、非農地で問題ないかと思います。以上です。

議長　現地を確認した事務局のほうからは、非農地で問題ないということで、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ほかに御質疑がないようですので、質疑を終結してこれより採決を行います。

受付番号３番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は証明相当で決定しました。

非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、事務局に一任することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。

次に、日程８の議案第９号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書27ページをお開きください。議案第９号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

事務局　29ページをお開きください。現況写真１ページのほうを御確認お願いします。

議長　ただいま議案第９号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いします。

委員（２番）　151番ですが、この111円という半端な数字は何ですか。

事務局　これは前回の契約をそのままで引き継ぐという形になっていて、前の利用権から一緒になっているのかと。

補足です。149から151の白抜きになっている部分ですが、これは出し手のほうは以前にも出す方向でやっていて、受け手の変更になるので、出し手のほうの名前ではなくて、受け手のみの変更というところで、こういう形の記載ということになっています。

議長　ほかに御質疑ございませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結して、これより採決を行います。

議案第９号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第９号は原案どおり決定しました。

これをもちまして、日程１から日程８まで全ての審議が終了しました。

議決事項の議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

これをもちまして、第30回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので、厚く御礼を申し上げます。